

財政課長 殿

パブリックコメント手続実施結果報告書

パブリックコメント手続の実施結果について、下記のとおり報告します。

担当部課（担当者）	健康福祉部 生活福祉課 障がい者支援係 （担当者） 吉田圭子 電話 364-1131	
計画等の案の名称	「塩竈市障がい者差別解消条例」及び「塩竈市手話言語コミュニケーション条例」（案）に対するご意見の募集	
提出された意見等の件数	8件	
	提出された意見等の概要	意見等に対する考え方
	別紙のとおり	
備考欄		

「塩竈市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」及び「塩竈市手話言語の理解及び障がい者の特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」に対するご意見

パブリックコメントの実施について

【意見募集期間】

令和元年12月5日（木）から令和元年12月25日（水）まで

【資料の閲覧場所】

- ① 塩竈市生活福祉課（壱番館 1 階）
- ⑤ 塩釜ガス体育館
- ② 塩竈市役所（本庁舎 1 階）
- ⑥ 保健センター
- ③ 市民図書館
- ⑦ 塩竈市ホームページ
- ④ 公民館

【いただいたご意見】

件数：8 件 下記表のとおり

「塩竈市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」について

	ご意見の概要	塩竈市の考え方
1	障がいのある人もない人も含めて、人間社会が構成されていることを前文として加えてほしい	前文の内容を検討し、追加します。
2	第 2 条「障がい者」と「社会的障壁」について、文章で記述された方が理解しやすいと思う。	ご意見のとおり文言を修正します。
3	第 7 条（1）～、又は強制すること（2）～、又は強制すること 上記 2 項目について何を強制するかの説明があるといいと思う	第 7 条の各号の主語は（1）障がい者が福祉サービスを利用すること、（2）障がい者が医療を受けることを示しております。

「塩竈市手話言語の理解及び障がい者の特性に応じたコミュニケーションの促進に関する条例」について

	ご意見の概要	塩竈市の考え方
1	第 2 条第 1 項第 5 号の障がい者の特性に応じた様々なコミュニケーション手段として「筆談」及び「平易な表現（やさしい日本語）」の追加を検討いただきたい。	ご意見のとおり文言を修正します。
2	「手話は言語である」と掲げられていることから、幼少から身につく様な教育の位置付け	第 8 条に含まれているものと解釈しております。

	が必要と考えます。	
3	<p>定義（第 2 条）の『障がいのある人』に手話を母語とする人は含まれているのか</p> <p>手話は、日本語と全く違う独自の文法を持つ視覚言語。障がいのある人を、日本語を使用する障がい者と、手話を使用する障がい者とに分けることは出来ないか？ （障がい者を言語で細分化した方がいいと思う）</p> <p>この条例を施行前にもう一度聴覚障がい者（手話を母語とする人）当事者と話し合いの機会を求めらる。</p>	<p>手話を母語とする人は「障がいのある人」に含まれていると解釈しております。</p> <p>この条例は日本語を使用する障がい者と、手話を使用する障がい者を含めた内容と認識しております。</p> <p>これまでタウンミーティングや関係団体との意見交換会等話し合いを進めてまいりました。ご意見をいただく機会を今後とも設けてまいります。</p>
4	宮城県では、共生条例の中に差別解消と情報保証をまとめ、そして手話に関する条例を別に制定する見込みですので、宮城県の条例と同じ分け方にしていきたい。	この条例は手話に限らず、障がい者がそれぞれの障がいの特性に応じた手段により情報を取得したり、コミュニケーションをしやすい環境を整えるための条例です。
5	<p>前文及び市の責務、市民の責務に一文を追加してほしい。</p> <p>前文：「手話が禁止されていた歴史があった」、「口語による授業では理解に困難・制約を強いられてきた」、「東日本大震災では手話による情報伝達がないため多くの犠牲者を出した」、「いつでも、どこでも安心して手話ができる社会を目指す」</p> <p>第 4 条市の責務：市は手話講師の養成を行う</p> <p>第 5 条市民の役割：聴覚障がい者当事者は手話の普及。指導に努める</p>	<p>前文において、いただいたご意見は、表現は異なりますが含まれていると解釈しております。また、災害関係についてはご意見の内容を検討し文言を修正します。</p> <p>第 4 条ではなく、第 7 条（3）に含まれているものと解釈しております。</p> <p>第 5 条、市の施策に協力するよう努めなければならないとあることから、こちらのご意見も第 5 条に含まれているものと解釈しております。</p>